



低所得高齢者等住まい・生活支援の取組に関する
普及啓発事業 ブロック説明会

低所得高齢者等住まい・生活支援の取組について ～地域包括ケアシステムにおける居住支援～

平成29年11月、12月

厚生労働省老健局 高齢者支援課

介護保険をとりまく現状

介護保険制度の現状と今後

これまでの16年間の対象者、利用者の増加

○ 介護保険制度は、制度創設以来16年を経過し、65歳以上被保険者数が約1.6倍に増加するなかで、サービス利用者数は約3.3倍に増加。高齢者の介護に無くてはならないものとして定着・発展している。

① 65歳以上被保険者の増加

	2000年4月末		2016年4月末	
第1号被保険者数	2,165万人	⇒	3,387万人	1.6倍

② 要介護（要支援）認定者の増加

	2000年4月末		2016年4月末	
認定者数	218万人	⇒	622万人	2.9倍

③ サービス利用者の増加

	2000年4月		2016年4月	
計	149万人	⇒	496万人※	3.3倍

（出典：介護保険事業状況報告）

※ 居宅介護支援、介護予防支援、小規模多機能型サービス、複合型サービスを足し合わせたもの、並びに、介護保険施設、地域密着型介護老人福祉施設、特定入所者生活介護（地域密着型含む）、及び認知症対応型共同生活介護の合計。

介護給付と保険料の推移

- 市町村は3年を1期(2005年度までは5年を1期)とする介護保険事業計画を策定し、3年ごとに見直しを行う。
保険料は、3年ごとに、事業計画に定めるサービス費用見込額等に基づき、3年間を通じて財政の均衡を保つよう設定。
- 高齢化の進展により、保険料が2020年には6,771円、2025年には8,165円に上昇することが見込まれており、地域包括ケアシステムの構築を図る一方、介護保険制度の持続可能性の確保のための重点化・効率化も必要となっている。

事業運営期間		事業計画		給付（総費用額）	保険料	介護報酬 の改定率
2000年度	第一期	第一期		3.6兆円	2,911円 (全国平均)	H15年度改定 ▲2.3%
2001年度				4.6兆円		
2002年度				5.2兆円		
2003年度	第二期	第二期		5.7兆円	3,293円 (全国平均)	H17年度改定 ▲1.9%
2004年度				6.2兆円		
2005年度				6.4兆円		
2006年度	第三期	第三期		6.4兆円	4,090円 (全国平均)	H18年度改定 ▲0.5%
2007年度				6.7兆円		
2008年度				6.9兆円		
2009年度	第四期	第四期		7.4兆円	4,160円 (全国平均)	H21年度改定 +3.0%
2010年度				7.8兆円		
2011年度				8.2兆円		
2012年度	第五期	第五期		8.8兆円	4,972円 (全国平均)	H24年度改定 +1.2%
2013年度				9.2兆円		
2014年度				9.6兆円		
2015年度	第六期	第六期		10.1兆円	5,514円 (全国平均)	消費税率引上げに伴う H26年度改定 +0.63%
2016年度				10.4兆円		
2017年度				10.8兆円		
2020年度					6,771円 (全国平均)	H27年度改定 ▲2.27%
⋮						H29年度改定 +1.14%
2025年度					8,165円 (全国平均)	

※2014年度までは実績であり、2015～2017年度は当初予算である。

※2020年度及び2025年度の保険料は全国の保険者が作成した第6期介護保険事業計画における推計値。

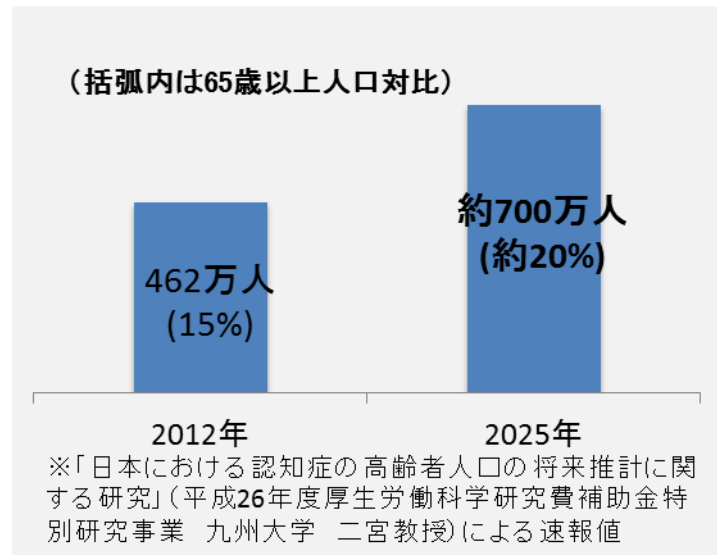
今後の介護保険をとりまく状況

- ① 65歳以上の高齢者数は、2025年には3,657万人となり、2042年にはピークを迎える予測(3,878万人)。また、75歳以上高齢者の全人口に占める割合は増加していき、2055年には、25%を超える見込み。

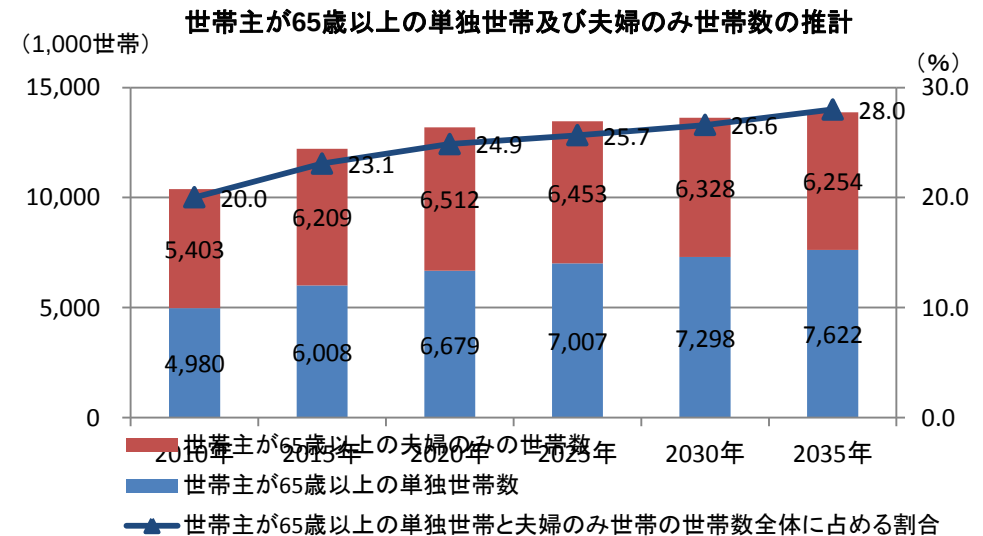
	2010年	2015年	2025年	2055年
65歳以上高齢者人口(割合)	2,948万人(23.0%)	3,395万人(26.8%)	3,657万人(30.3%)	3,626万人(39.4%)
75歳以上高齢者人口(割合)	1,419万人(11.1%)	1,646万人(13.0%)	2,179万人(18.1%)	2,401万人(26.1%)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成25(2013))年1月推計」より作成

- ② 65歳以上高齢者のうち、認知症高齢者が増加していく。



- ③ 世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していく



国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成25(2013))年1月推計」より作成

- ④ 75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。 ※都道府県名欄の()内の数字は倍率の順位

	埼玉県(1)	千葉県(2)	神奈川県(3)	愛知県(4)	大阪府(5)	～	東京都(11)	～	鹿児島県(45)	秋田県(46)	山形県(47)	全国
2015年 <>は割合	76.5万人 <10.6%>	71.7万人 <11.6%>	101.6万人 <11.1%>	81.7万人 <10.9%>	107.0万人 <12.1%>		147.3万人 <11.0%>		26.7万人 <16.2%>	18.8万人 <18.4%>	19.0万人 <17.0%>	1645.8万人 <13.0%>
2025年 <>は割合 ()は倍率	117.7万人 <16.8%> (1.54倍)	108.2万人 <18.1%> (1.51倍)	148.5万人 <16.5%> (1.46倍)	116.6万人 <15.9%> (1.43倍)	152.8万人 <18.2%> (1.43倍)		197.7万人 <15.0%> (1.34倍)		29.5万人 <19.4%> (1.10倍)	20.5万人 <23.0%> (1.09倍)	20.7万人 <20.6%> (1.09倍)	2178.6万人 <18.1%> (1.32倍)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」より作成

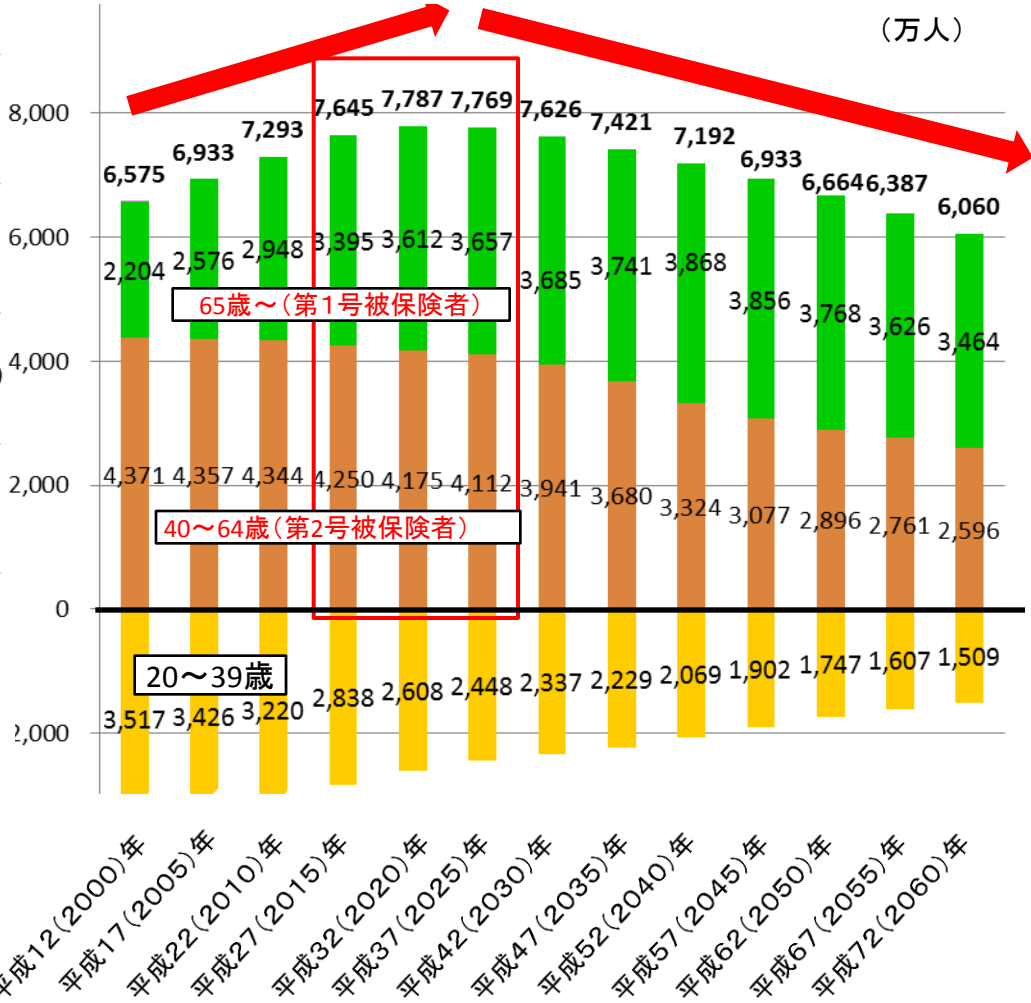
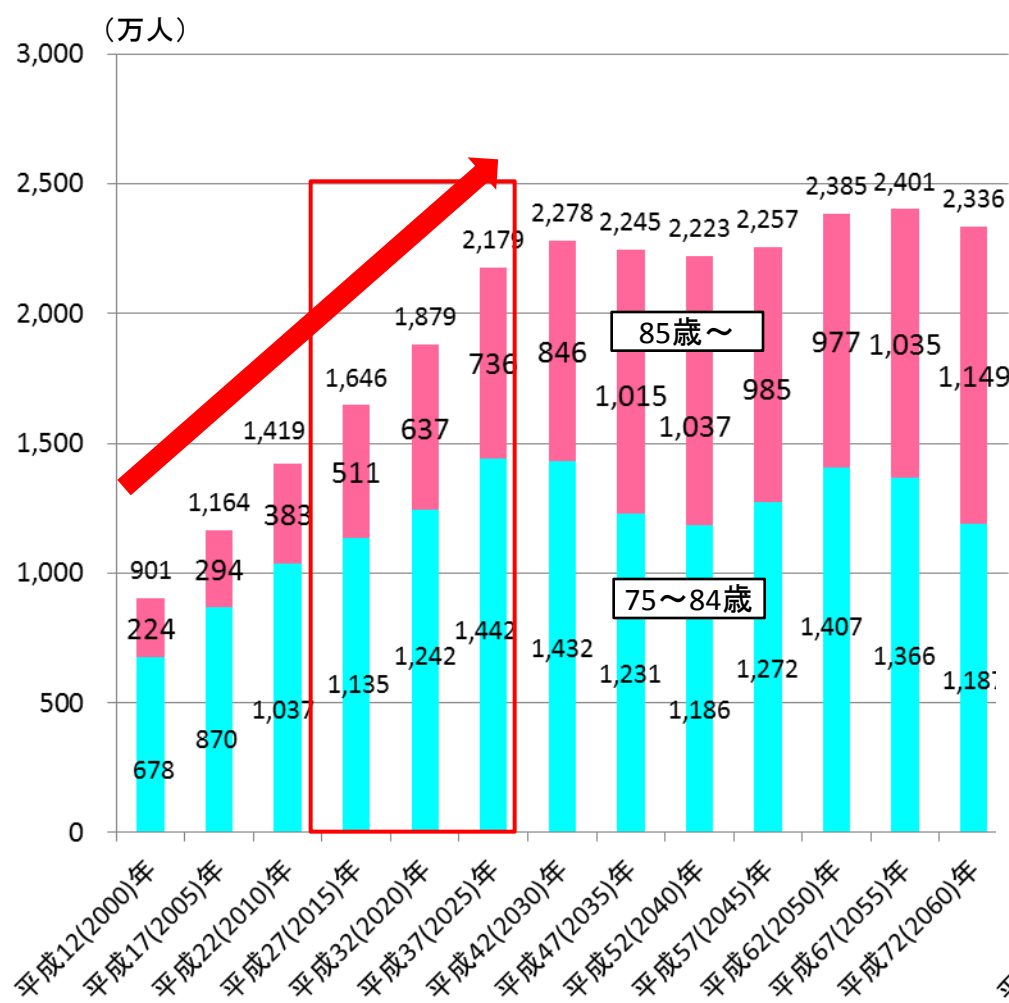
⑤ 要介護率が高くなる75歳以上の人口の推移

⑥ 介護保険料を負担する40歳以上人口の推移

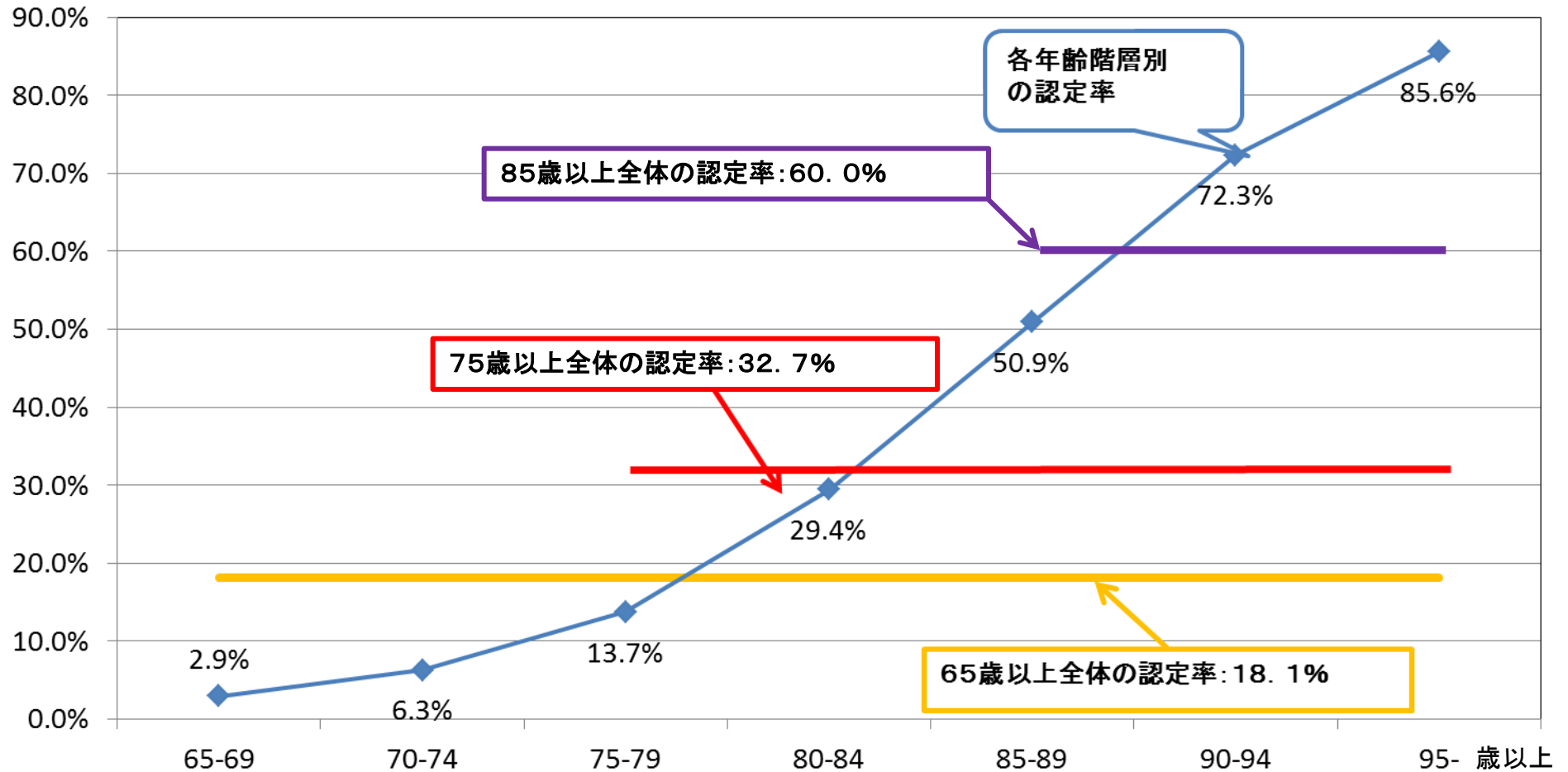
○75歳以上人口は、介護保険創設の2000年以降、急速に増加してきたが、2025年までの10年間も、急速に増加。

○2030年頃から75歳以上人口は急速には伸びなくなるが、一方、85歳以上人口はその後の10年程度は増加が続く。

○保険料負担者である40歳以上人口は、介護保険創設の2000年以降、増加してきたが、2025年以降は減少する。



年齢階級別の要介護認定率の推移



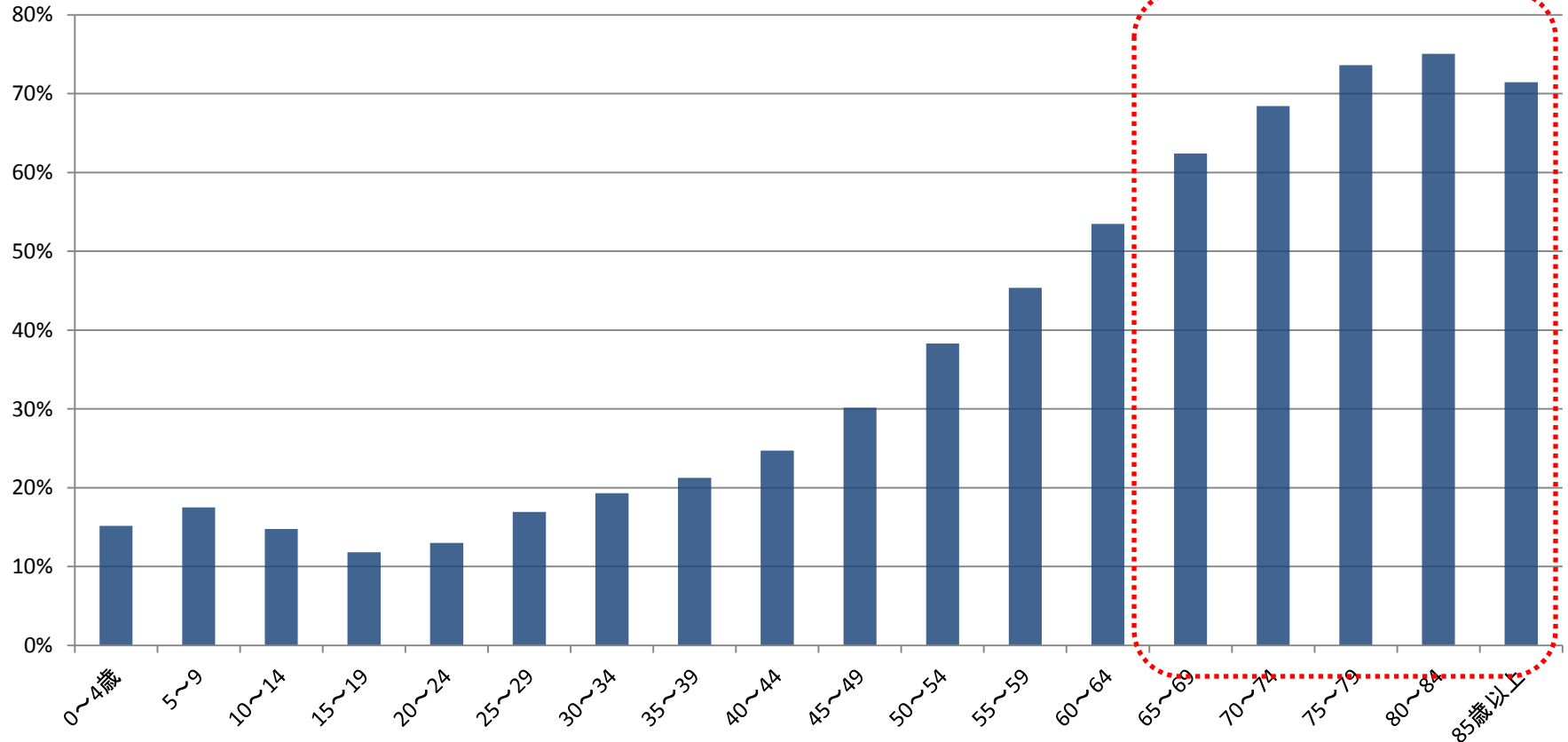
出典: 総務省統計局人口推計及び介護給付費実態調査(平成27年10月審査分)

高齢者における医療の必要性について

- 年齢とともに医療機関等へ通院する割合は高くなり、65歳以上の高齢者では過半数の者が通院をおこなっている。

年齢別通院者※割合

(通院者割合)

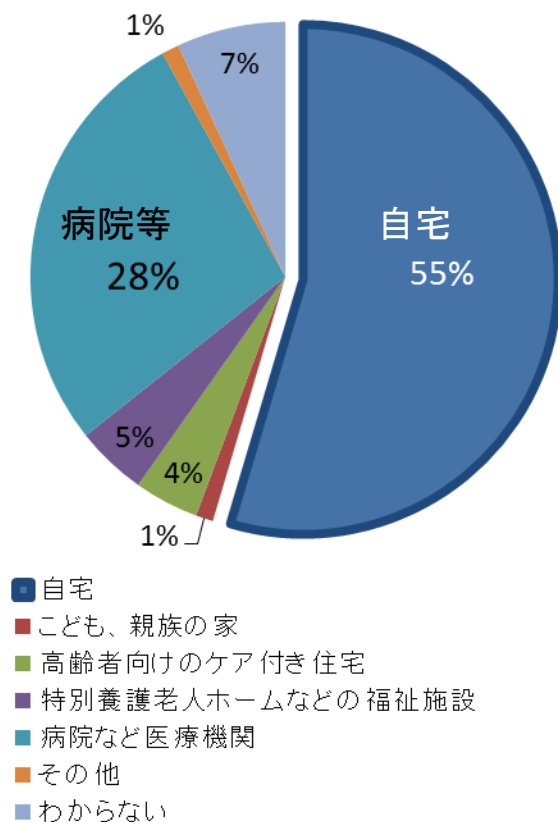


※ 通院者；通院者とは、世帯員（入院者を除く。）のうち、病気やけがで病院や診療所（往診・訪問診療を含む。）、あんま・はり・きゅう・柔道整復師に通っている者をいう。

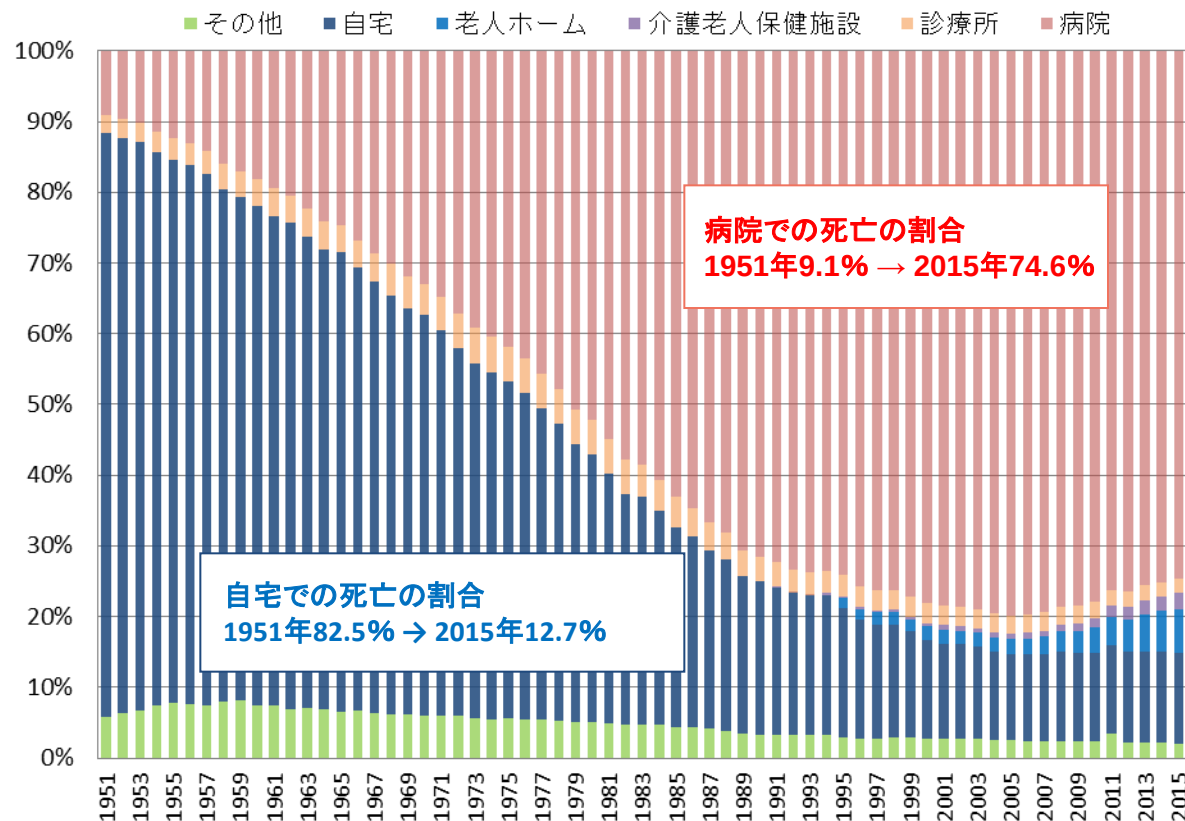
死亡場所の推移

- 国民の多くは、「最期を迎えたい場所」について、「自宅」を希望している。
- 場所別の死亡者数をみると、多くの方は「病院」で亡くなっている

最期を迎えたい場所



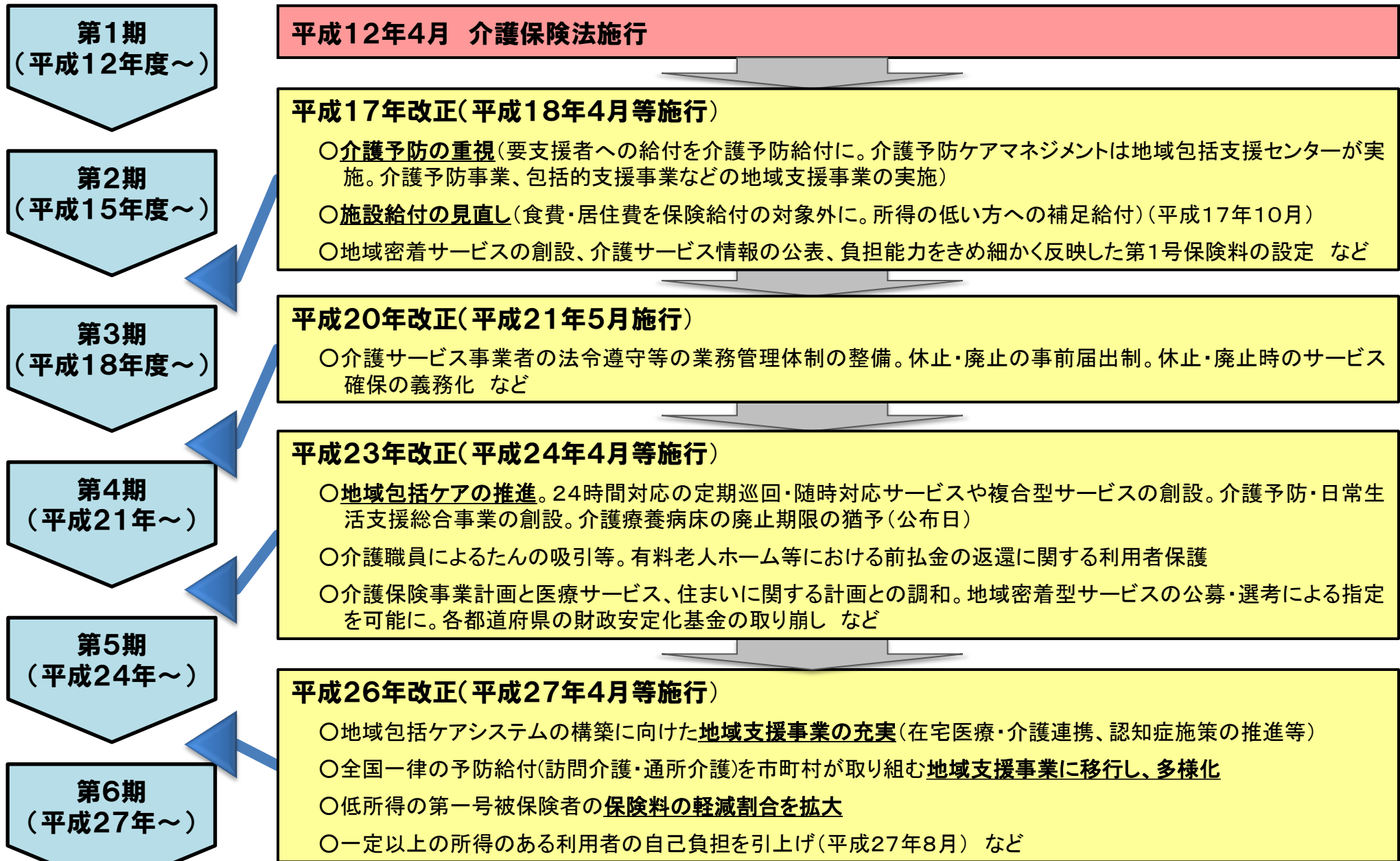
死亡の場所の推移



出典：24年度 高齢者の健康に関する意識調査（内閣府）

出典：平成27年人口動態調査

介護保険制度の改正の経緯



高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設
- ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備

（その他）

- ・ 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
- ・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
- ・ 認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設

※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

（その他）

- ・ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）
- ・ 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）

II 介護保険制度の持続可能性の確保

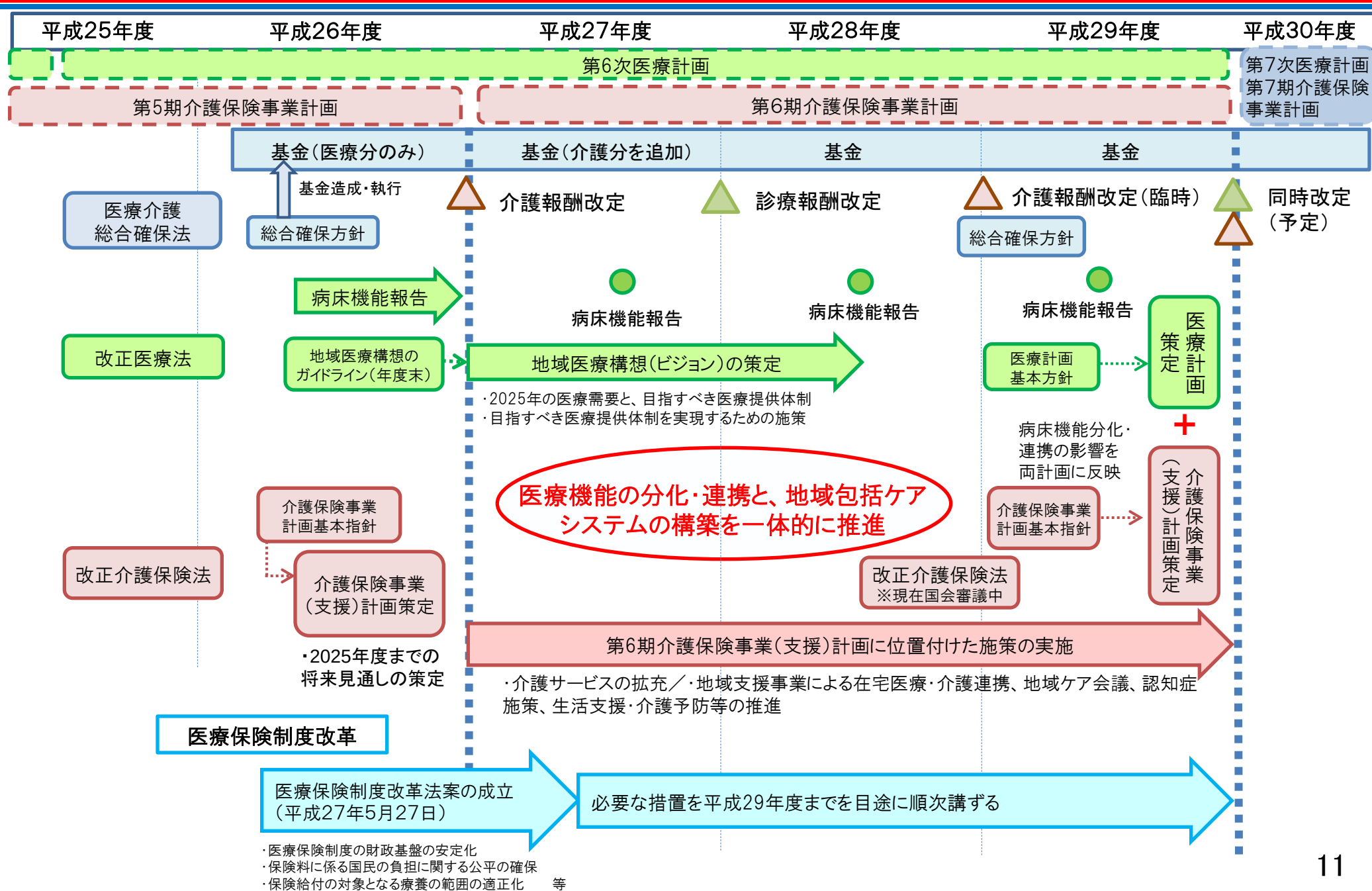
4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）

5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

・ 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

※ 平成30年4月1日施行。（Ⅱ5は平成29年8月分の介護納付金から適用、Ⅱ4は平成30年8月1日施行）

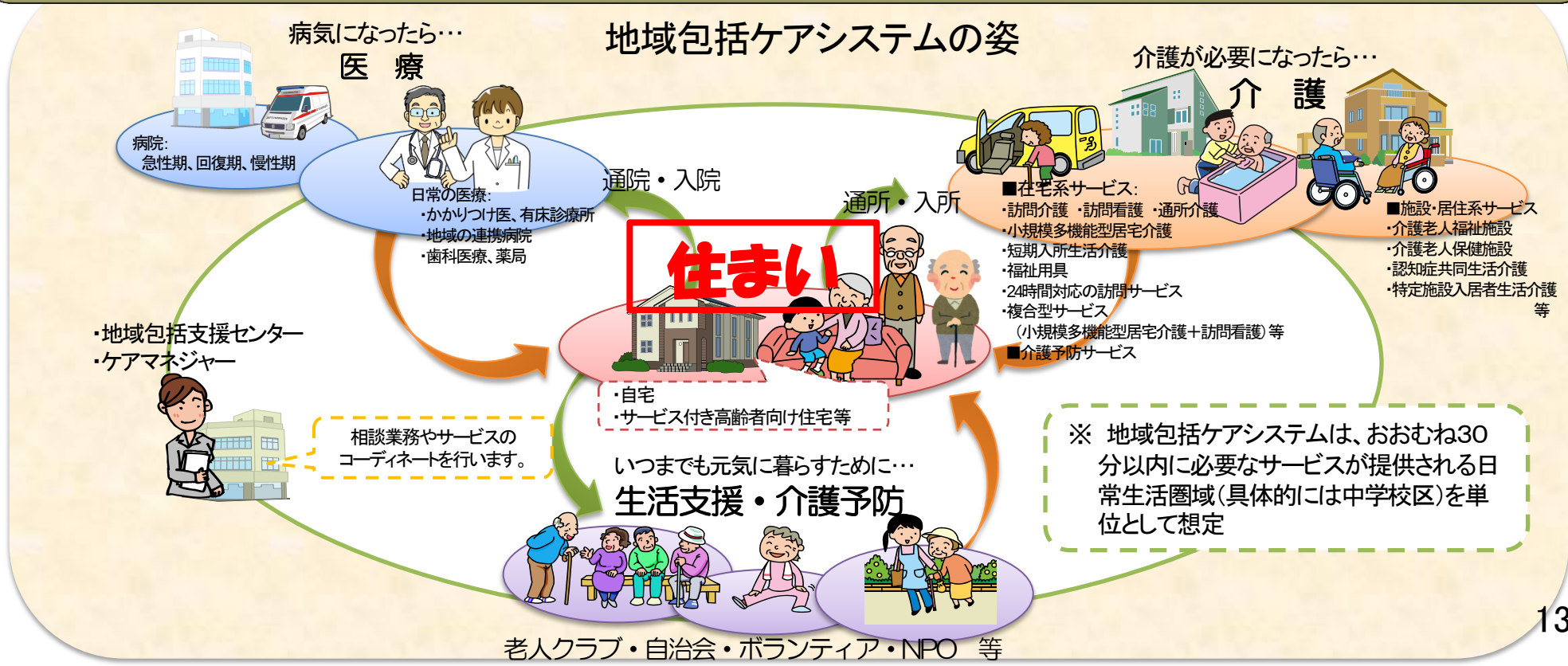
医療と介護の一体改革に係る今後のスケジュール



高齢者の住まいに関する状況

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。



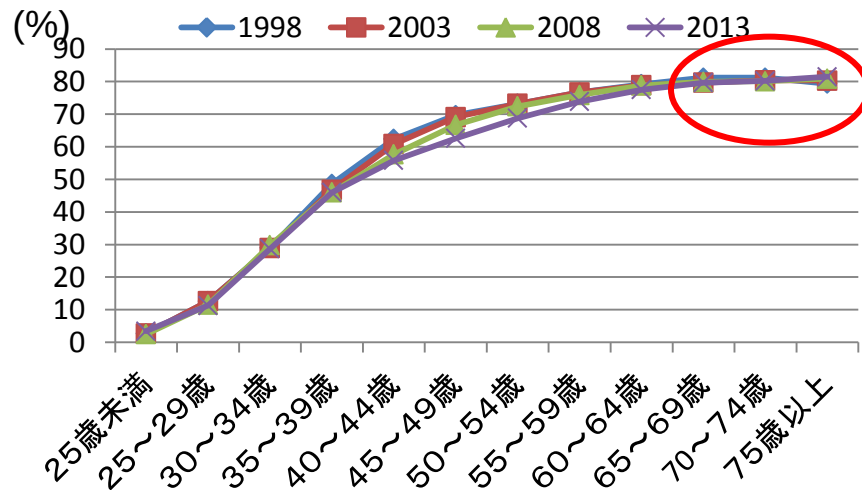
高齢者の居住に関する状況①

「生活困窮者自立支援のあり方等に関する
論点整理のための検討会(第4回)
(H28.12.1)」資料

- 社会全体の持ち家比率は大きく変化していないが、高齢者世帯の増加に伴い、民間借家居住の高齢者世帯が増加。なお、持ち家比率は、都道府県別に大きな差がある。

1. 持ち家率の推移

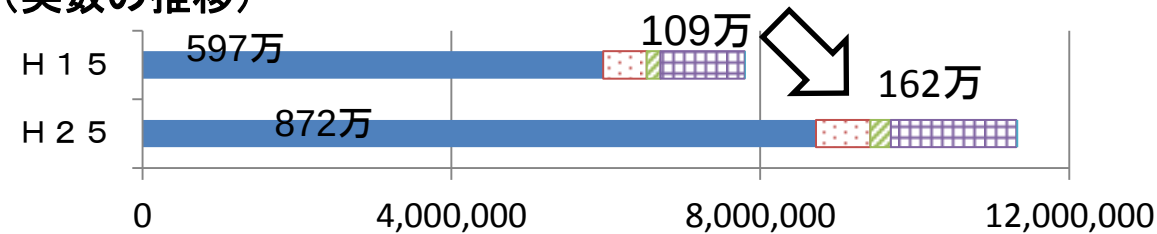
※家計を主に支える者の年齢階級別



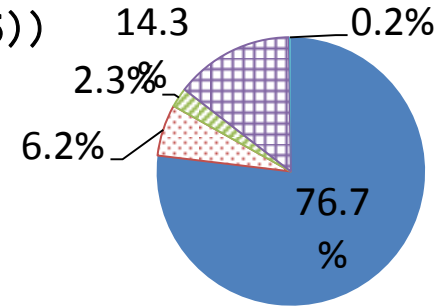
2. 高齢者世帯の居住形態

■ 持ち家 ■ 公営の借家 ■ UR・公社の借家 ■ 民営借家 ■ 給与住宅

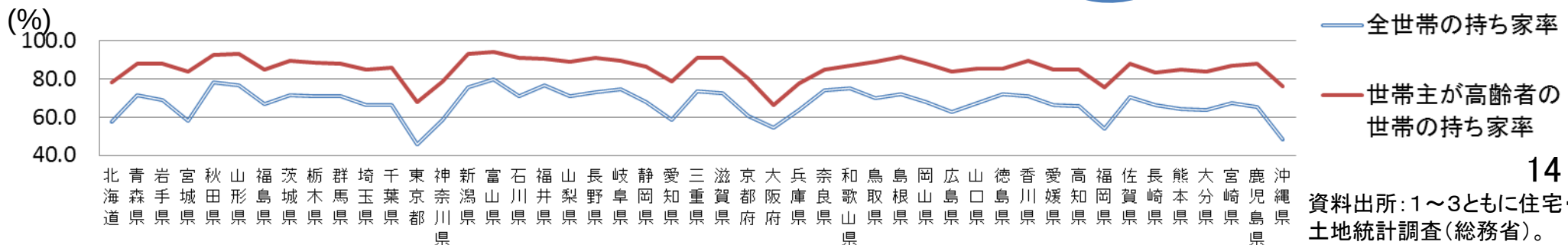
(実数の推移)



(構成比(H25))



3. 都道府県別持ち家率(平成25年)

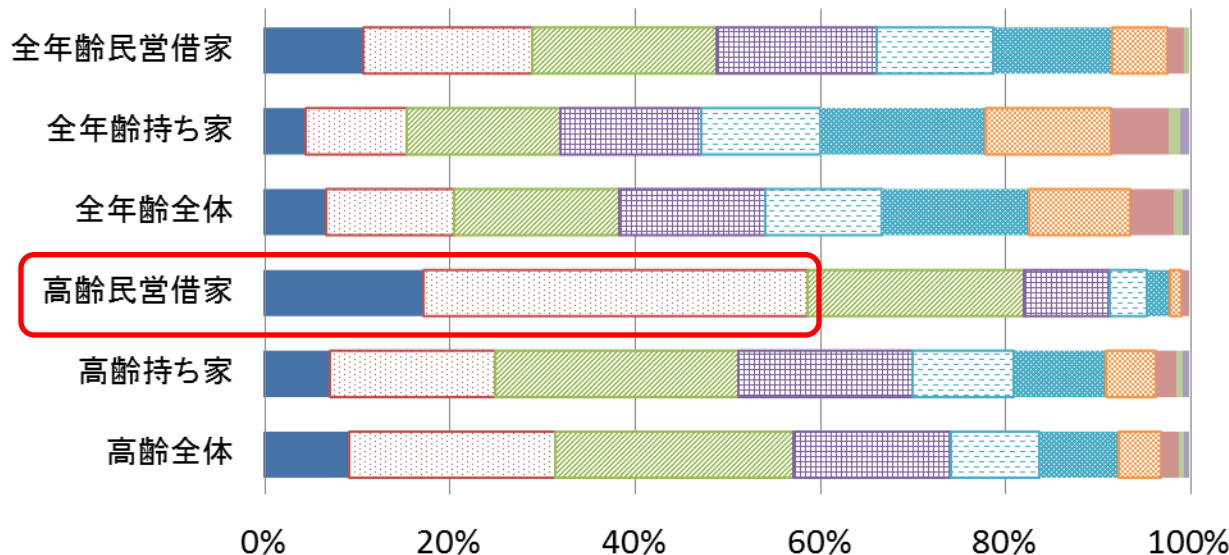
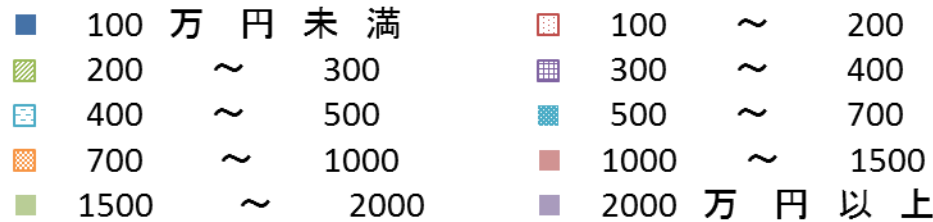


高齢者の居住に関する状況②

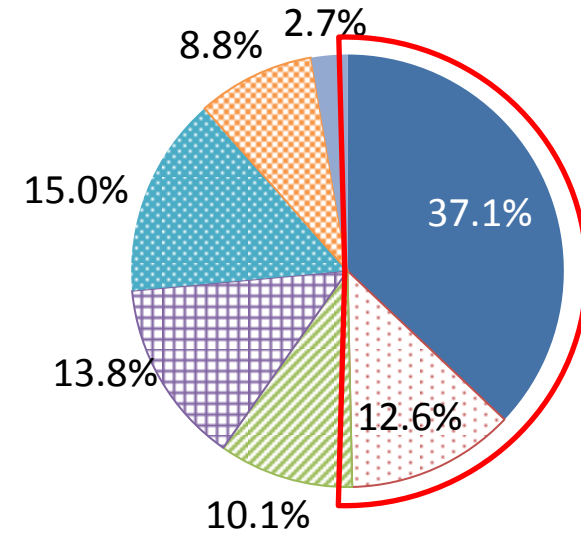
「生活困窮者自立支援のあり方等に関する
論点整理のための検討会(第4回)
(H28.12.1)」資料

- 高齢で民営借家に居住している世帯は、低所得者が多い。
- 公営住宅管理戸数は平成17年度をピークに減少傾向で約216万戸(平成26年度)であり、その入居者(世帯主)のうち約半数が65歳以上。

4. 持ち家・借家の別所得階級の分布



5. 公営住宅入居者(世帯主)の年齢構成(平成26年度)



高齢者の居住に関する状況③

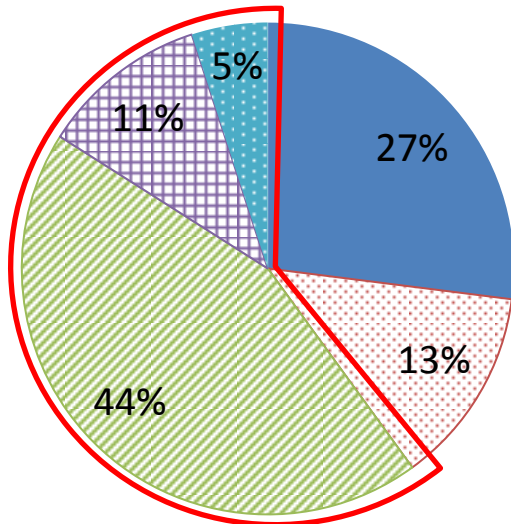
「生活困窮者自立支援のあり方等に関する
論点整理のための検討会(第4回)
(H28.12.1)」資料

- 高齢者の入居に対しては、約6割の大家が拒否感を持っている。
- 連帯保証人の確保に困った経験のある人が1割弱存在。身寄りがなく経済基盤が弱い高齢者世帯等が直面している課題であると考えられる(緊急連絡先の確保についても同じ)。

6. 高齢者の入居に対する 大家の意識

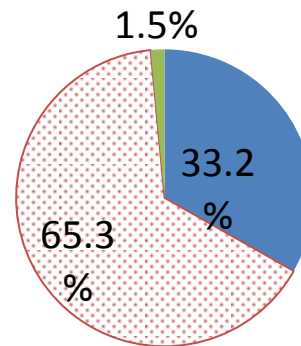
7. 連帯保証人の確保の課題(※高齢者以外も含む)

- 従前と変わらない
- 従前は拒否感があったが現在はない
- 拒否感はあるものの従前より弱くなっている
- 従前と変わらず拒否感が強い
- 従前より拒否感が強くなっている

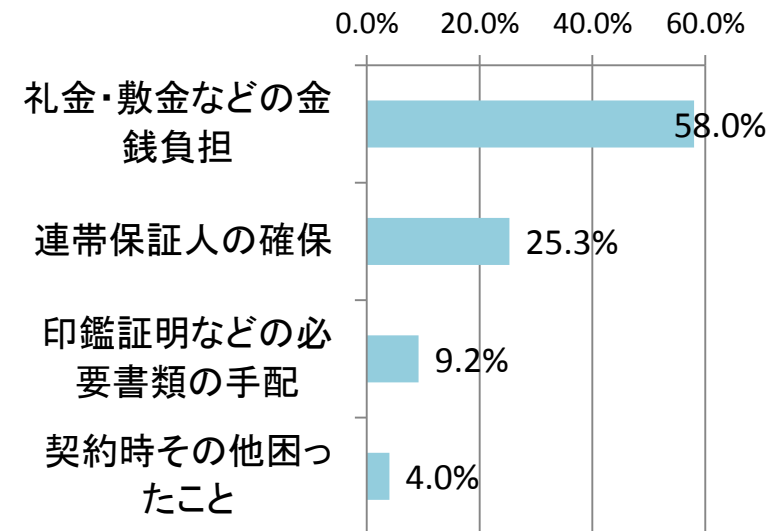


◆ 賃貸住宅に関して 困った経験

- あり
- なし
- 無回答



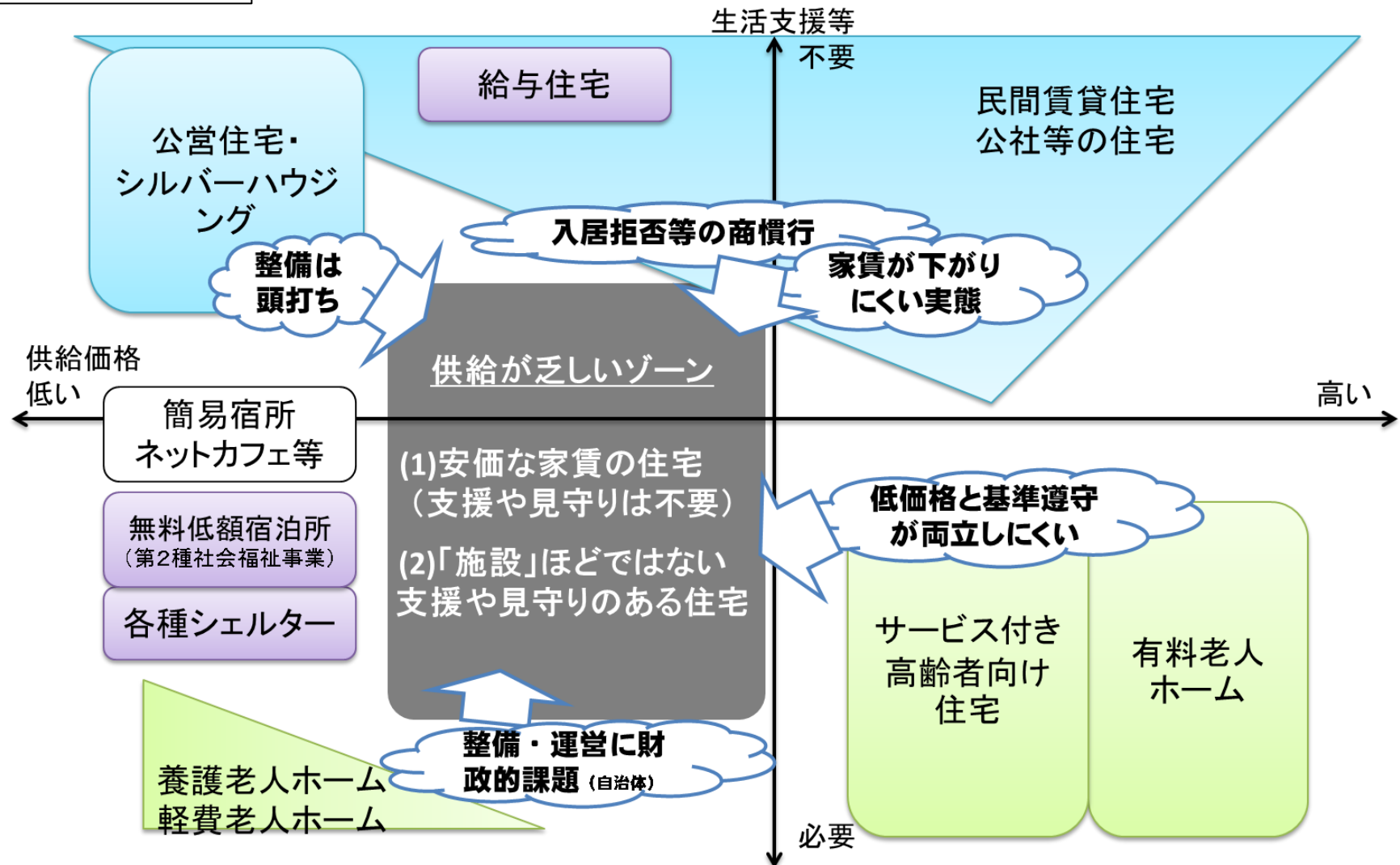
◆ 賃貸住宅に関して困った経験 (普通借家の入居時・複数回答)



居住に関する資源を巡る課題

平成27年度社会福祉推進事業
「これからの低所得者支援等のあり方に関する検討会」報告書(株式会社野村総合研究所)より

「生活困窮者自立支援のあり方等に関する
論点整理のための検討会(第4回)(H28.12.1)」
資料



「低所得高齢者等住まい・生活支援 モデル事業」の全国的な展開

「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」の概要

平成26年度
より実施

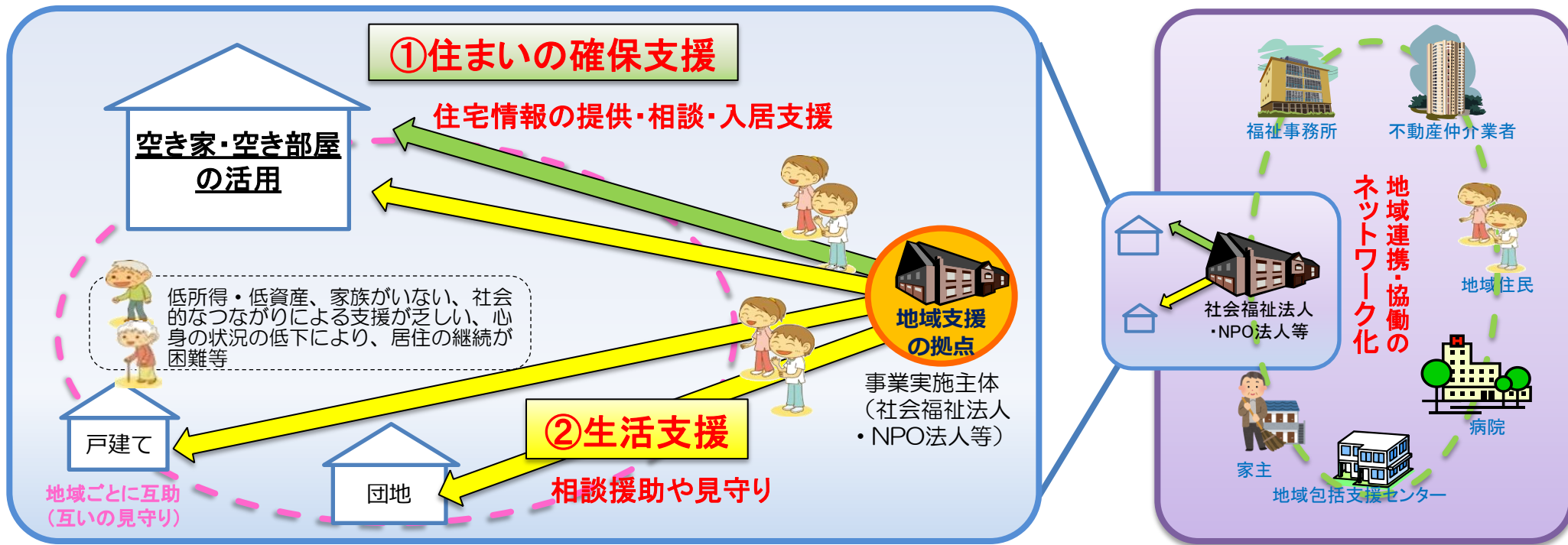
1. 事業概要

自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産高齢者等を対象に、社会福祉法人やNPO法人等が、**地域連携・協働のネットワークを構築し、**

①既存の**空き家等を活用した住まいの確保**を支援するとともに、②**日常的な相談等（生活支援）**や**見守り**により、高齢者等が住み慣れた地域において継続的に安心して暮らせるよう体制を整備する事業に対して助成を行う。

2. 実施主体 市区町村（社会福祉法人、NPO法人等への委託可能）

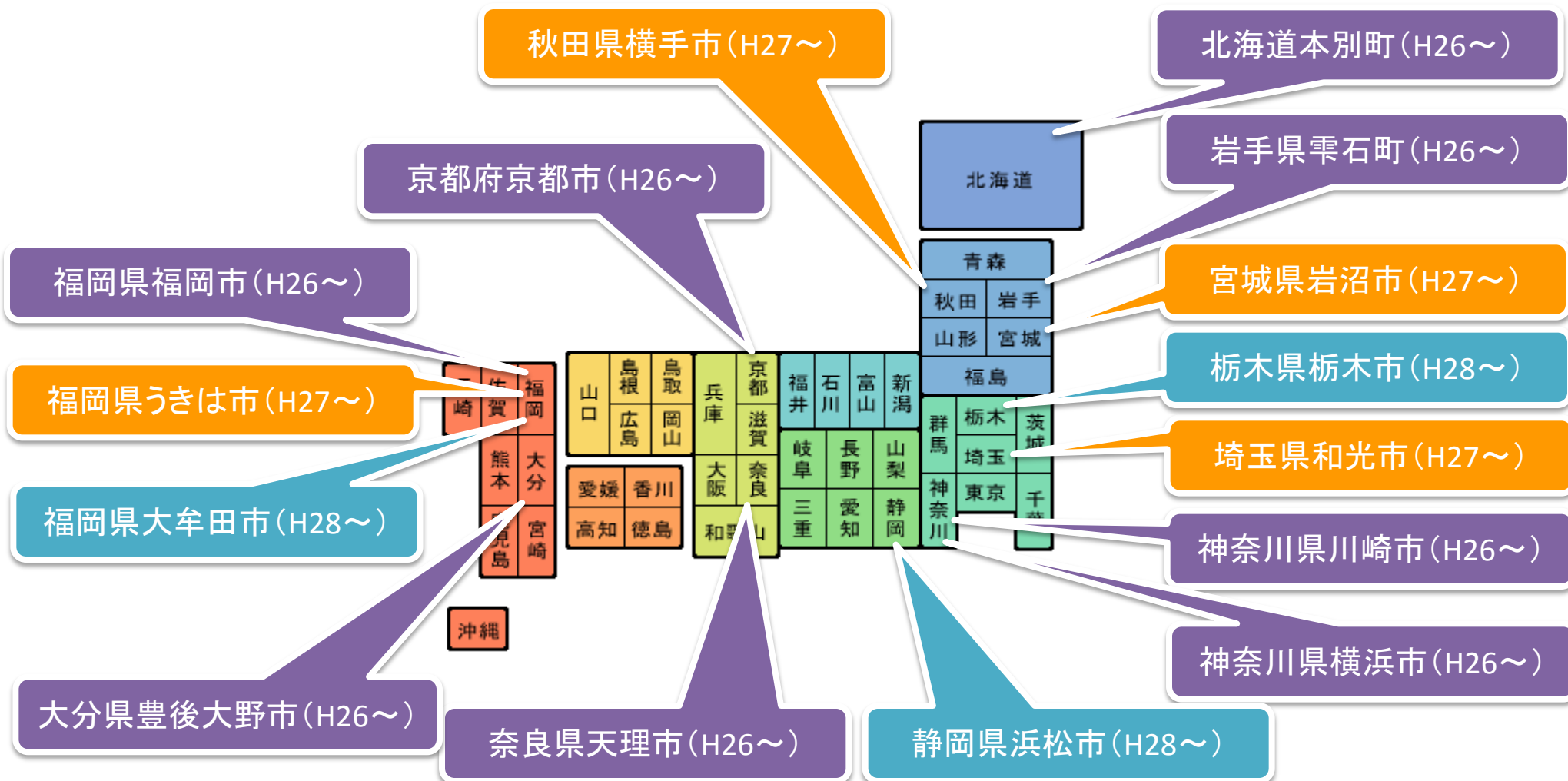
（事業のイメージ）



⇒ モデル事業で行われている効果的な取組について、全国的な展開を図っていく。

モデル事業の実施状況について

○15自治体がモデル事業を実施。(平成29年度からの新規の採択は行っていない)



「住まいの確保支援」と「生活支援」の実践事例

○事業実施自治体では、地域の社会資源・人的資源のつながりの中で、個々のニーズに応じた多様な取組が行われている。

モデル①

社会福祉法人等が、不動産業者と連携した住まい確保支援と入居後の生活支援を一環して実施。（京都市、天理市等）

モデル②

社会福祉協議会が、支援プランを提案（コーディネート）し、各種支援団体に繋げるシステムを構築。（福岡市）

モデル③

社会福祉法人（養護老人ホーム等）が、空き家・貸家を借上げ、住まい支援と生活支援を一体的に実施。（岩手県雫石市、大分県豊後大野市）

その他

- ・利用可能な空き家の調査・検討（状態・家主意向等）を行い、住み替え支援等の実施（北海道本別町）
- ・大規模公営住宅での入居支援、定着支援、孤立防止への取り組み（横浜市）
- ・地域の見守り活動、空き物件の利用による総合相談、住まい支援（川崎市）

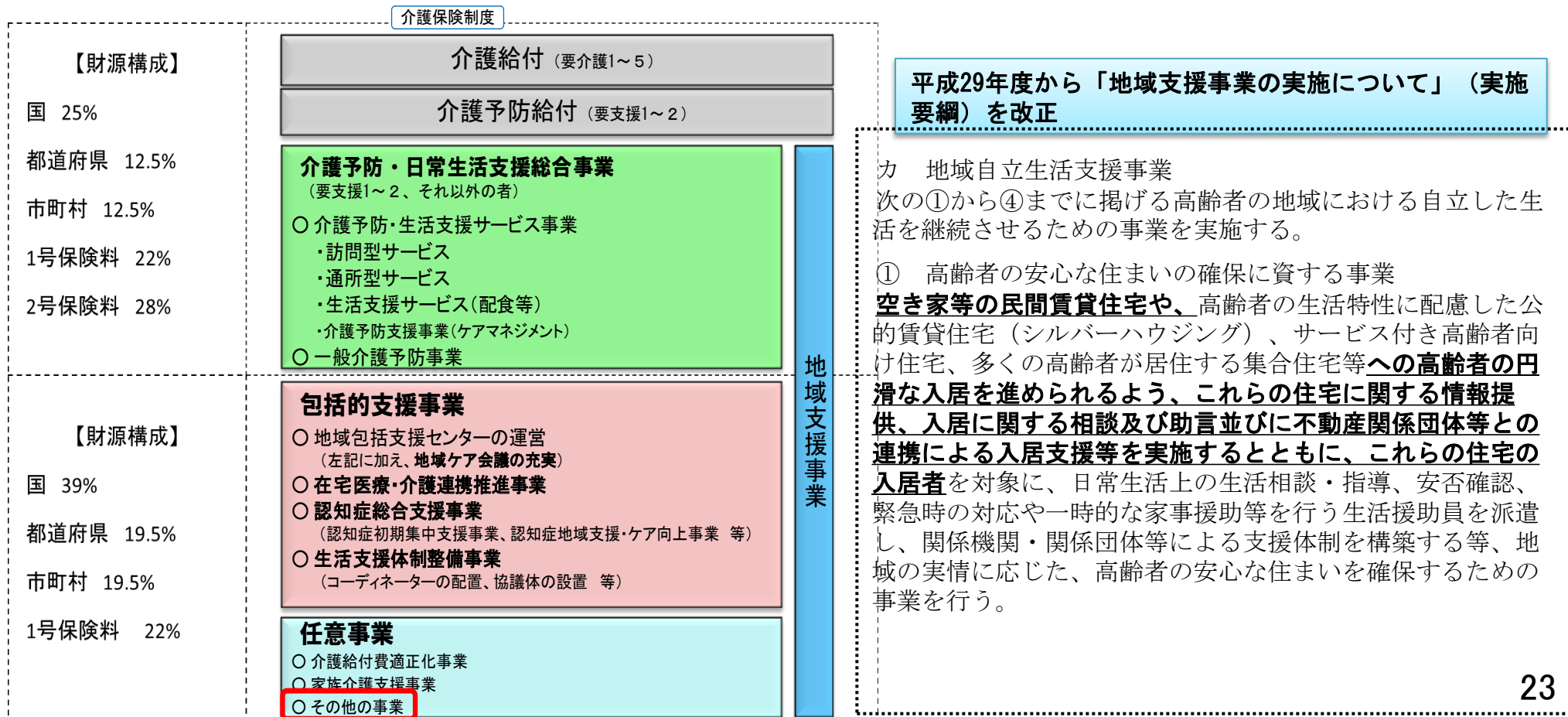
低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業の実施主体等

～いずれの地域でも支援団体、関係機関、住民、行政等によるネットワークが構築されている～

	自治体	ネットワーク(プラットフォーム)の構成機関・事業者等、生活支援・見守り等の実施主体(下線)		自治体	ネットワーク(プラットフォーム)の構成機関・事業者等、生活支援・見守り等の実施主体(下線)
1	北海道 本別町	総合ケアセンター、地域包括支援センター、 <u>町居住支援協議会</u> 、企画振興課、建設水道課、 <u>町社会福祉協議会</u>	8	静岡県 浜松市	市民協働・地域政策課、地域包括支援センター、長寿保険課、市・区社会福祉協議会、 <u>社会福祉法人</u> 、 <u>NPO法人</u>
2	岩手県 雫石町	総合福祉課、健康推進課、地域包括支援センター、民生委員、町社会福祉協議会、地域整備課(空き家対策担当)、町内高齢者施設連絡協議会、 <u>社会福祉法人(養護老人ホーム)</u>	9	京都府 京都市	<u>市居住支援協議会</u> (市地域包括支援センター・在宅介護支援センター連絡協議会、京都地域密着型サービス事業所協議会、市老人福祉施設協議会、宅地建物取引業協会、全日本不動産協会、日本賃貸住宅管理協会、府不動産コンサルティング協会、住宅供給公社)、 <u>市老人福祉施設協議会が公募・選定した社会福祉法人</u>
3	宮城県 岩沼市	介護福祉課、地域包括支援センター、市社会福祉協議会、民生委員、大手コンビニエンスストア、JA、生協、 <u>社会福祉法人</u> 、 <u>公益社団法人</u>	10	奈良県 天理市	介護福祉課、地域包括支援センター、不動産業者、 <u>社会福祉法人</u>
4	秋田県 横手市	高齢ふれあい課、民生委員、市社会福祉協議会、医療・介護サービス事業者、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、建築住宅課、生活環境課、県宅地建物取引業協会、複数の <u>社会福祉法人</u>	11	福岡県 福岡市	福祉・介護予防課、住宅計画課、 <u>市居住支援協議会</u> 、不動産会社、 <u>支援団体</u> 、 <u>市社会福祉協議会</u> ※社会福祉協議会にコーディネーターを配置し、相談者に対して支援団体が提供するサービスの組み合わせを提案
5	埼玉県 和光市	長寿あんしん課、福祉政策課、市内地域包括支援センター、介護サービス事業者、市内不動産事業者、 <u>NPO法人</u> 等	12	福岡県 大牟田市	長寿社会推進課、地域包括支援センター、 <u>市居住支援協議会</u> 、障害者相談支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、建築住宅課、不動産仲介業者、 <u>NPO法人</u>
6	神奈川県 横浜市	福祉保健課、福祉保健センター、地域包括支援センター、区社会福祉協議会、県高齢社会課、住宅供給公社、 <u>社会福祉法人</u>	13	福岡県 うきは市	保健課、地域包括支援センター、福祉事務所、社会福祉法人連絡協議会、介護サービス事業連絡会、ボランティア連絡協議会、ふれあいセンター・福祉部連絡会、住環境建設課、不動産会社、 <u>市社会福祉協議会</u>
7	神奈川県 川崎市	地域包括ケア推進室、住宅整備推進課、 <u>市居住支援協議会</u> 、 <u>小規模多機能型居宅介護事業所を運営するNPO法人</u> 、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援を行っている企業組合	14	大分県 豊後大野市	高齢者福祉課、地域包括支援センター、医療機関(市民病院)、民生委員、自治委員、 <u>社会福祉法人(養護老人ホーム)</u>

地域支援事業等の活用による全国展開

- 平成26年度から「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」を行っているが、平成29年度以降は、各地域で行われている先進的・効果的な取組について、**地域支援事業を始め、様々な方策を活用等しながら全国展開**を図っていく。
- 具体的には、**地域支援事業の一つにある「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」について、入居に係る支援等の内容をより明確にした上で、事業の拡充を行う。**



(参考1) 高齢者の住まいの確保に資する事業(地域支援事業)の実施状況(27年度実績)

- 保険者は、介護保険料等を財源として地域支援事業を実施しており、その中の1メニューとして、「高齢者の住まいの確保に資する事業」がある。(27年度実績:約280保険者)
- 代表的な事業例として、「シルバーハウジング等に対して、生活指導、安否確認、緊急時の対応を行う生活援助員を派遣する事業」(以下「シルバーハウジング・プロジェクト等」という。)がある。(27年度実績:210保険者)

<シルバーハウジング・プロジェクト等の実施状況>

都道府県		保険者名
北海道	29	江別市、千歳市、函館市、木古内町、長万部町、江差町、小樽市、後志広域連合(赤井川村)、美唄市、砂川市、南幌町、空知中部広域連合、名寄市、鷹栖町、留萌市、北見市、網走市、大空町、美幌町、津別町、雄武町、伊達市、白老町、日高中部広域連合、清水町、更別村、幕別町、釧路市、釧路町
青森県	4	青森市、弘前市、三沢市、平川市
岩手県	3	盛岡市、紫波町、二戸地区広域行政事務組合
宮城県	5	石巻市、白石市、大崎市、柴田町、加美町
秋田県	1	大仙市
山形県	2	山形市、西川町
福島県	6	福島市、国見町、三春町、白河市、会津若松市、郡山市
茨城県	2	ひたちなか市、茨城町
栃木県	3	宇都宮市、栃木市、矢板市
群馬県	2	前橋市、桐生市
埼玉県	4	さいたま市、越谷市、蕨市、鶴ヶ島市
千葉県	3	千葉市、松戸市、習志野市
東京都	7	目黒区、大田区、北区、板橋区、八王子市、東村山市、国立市
神奈川県	9	横浜市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、大和市、座間市、綾瀬市

都道府県		保険者名
新潟県	4	新潟市、見附市、妙高市、上越市
富山県	6	富山市、高岡市、上市町、南砺市、黒部市、入善町
石川県	2	金沢市、輪島市
福井県	2	福井市、大野市
山梨県	1	山梨市
長野県	7	長野市、上田市、須坂市、伊那市、駒ヶ根市、阿南町、諏訪広域連合
岐阜県	4	岐阜市、郡上市、養老町、御嵩町
静岡県	4	静岡市、浜松市、三島市、長泉町
愛知県	12	名古屋市、豊橋市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、西尾市、蒲郡市、江南市、稲沢市、高浜市
三重県	2	伊勢市、大紀町
滋賀県	1	栗東市
京都府	1	京都市
大阪府	11	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、大東市、和泉市、泉南市
兵庫県	13	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、加古川市、西脇市、宝塚市、川西市、淡路市、
奈良県	2	奈良市、桜井市
和歌山県	1	和歌山市

都道府県		保険者名
鳥取県	2	鳥取市、境港市
島根県	5	松江市、出雲市、益田市、浜田市、江津市
岡山県	3	岡山市、備前市、倉敷市
広島県	5	広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市
山口県	6	下関市、宇部市、山口市、萩市、岩国市、周南市
徳島県	4	徳島市、阿南市、吉野川市、石井町
香川県	1	高松市
愛媛県	2	松山市、東温市
高知県	2	高知市、梼原町
福岡県	4	北九州市、飯塚市、中間市、小郡市
佐賀県	1	鳥栖地区広域市町村圏組合
長崎県	1	松浦市
熊本県	3	熊本市、八代市、玉名市
大分県	4	中津市、日田市、佐伯市、竹田市
宮崎県	2	延岡市、日向市
鹿児島県	9	鹿児島市、鹿屋市、阿久根市、出水市、指宿市、日置市、霧島市、姶良市、和泊町
沖縄県	3	那覇市、沖縄市、沖縄県介護保険広域連合

合計 210保険者

(参考2) シルバーハウジング・プロジェクト

1. 概要

- 高齢者、障害者の生活特性に配慮しバリアフリー化された公営住宅等と、LSA（ライフサポートアドバイザー（生活援助員））による生活相談・緊急時対応等のサービスを併せて提供する。

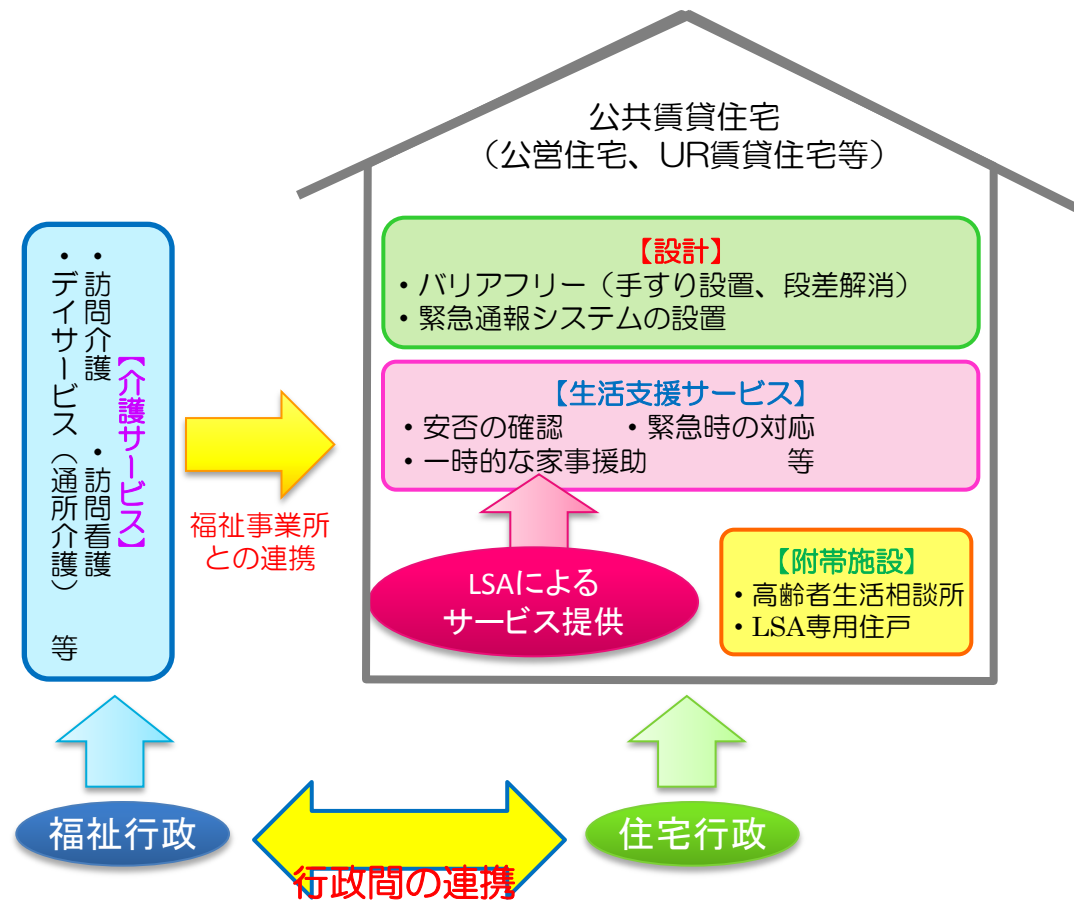
2 住宅とサービスの提供

- (1) 入居世帯：高齢者単身・夫婦世帯等
事業主体の長が必要と認めるときは障害者単身・夫婦世帯等
- (2) 住 宅：緊急通報装置を備えた公営住宅等
一 公営住宅の附帯施設としての高齢者生活相談所の設置
一 特定公共賃貸住宅を活用したLSA専用住戸の設置 等
(国土交通省の社会資本整備総合交付金等)
- (3) L S A：入居高齢者に対して緊急時対応、一時的な家事援助等を実施
(厚生労働省の地域支援事業)

3 経緯・実績

昭和62年度 制度創設（LSA常駐型）
平成5年度 制度拡充（福祉施設連携型）
平成8年度 制度拡充（障害者世帯を対象に追加）

実績：882団地 23,679戸（平成23年度末管理戸数）



介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための指針(案)

- 介護保険事業(支援)計画と市町村賃貸住宅供給促進計画との調和に努めるべきことを追加。
- 高齢者の居住安定に係る施策との連携において、「居住支援協議会等の場の活用」や「適切な入居支援と入居後の生活の支援の体制を整備しつつ、低廉な家賃の住まいの活用」が重要であることを追加。

社会保障審議会介護保険部会(第72回)平成29年6月21日資料(関係部分抜粋)

(5)市町村賃貸住宅供給促進計画との調和

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護給付等対象サービス等に関する施策を、居住等に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進することが重要である。こうした観点から、市町村介護保険事業計画については、高齢者等の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標等を定める市町村賃貸住宅供給促進計画と調和が保たれたものとし、住宅担当部局をはじめとした関係部局と連携を図るよう努めること。

(5)高齢者の居住安定に係る施策との連携

住まいは地域包括ケアシステムの基礎となるものであるため、地域においてそれぞれの生活のニーズに合った住まいが提供され、かつ、その中で生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活が実現されることが、保健、医療、介護等のサービスが提供される前提となる。

このため、持家や賃貸住宅の住宅改修支援に加え、生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時対応等のサービスを提供するシルバーハウジング・プロジェクトや加齢対応構造等を備えた公営住宅その他の高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームに関する供給目標等について、必要に応じて都道府県と連携を図り定めることが重要である。

また、今後、生活困窮者や社会的に孤立する高齢者等多様な生活課題を抱える高齢者の増加が見込まれることから、六十五歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする養護老人ホームや、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他の日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする軽費老人ホームについて、地域の実情に応じて、サービス量の見込みを定めることが重要である。

さらに、居住支援協議会等の場を活用することにより、適切な入居支援と入居後の生活支援の体制を整備しつつ、低廉な家賃の住まいを活用した高齢者の居住の確保を図ることも重要である。

※ 本資料は現時点での案をお示しするものであり、今後、介護保険部会での議論等により変更があり得るものである。

福祉・住宅行政の連携

居住支援協議会の概要

○住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るため、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、居住支援協議会（※）を設立。住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施。

（※） 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条第1項に基づく協議会

○ 概要

（１）設立状況

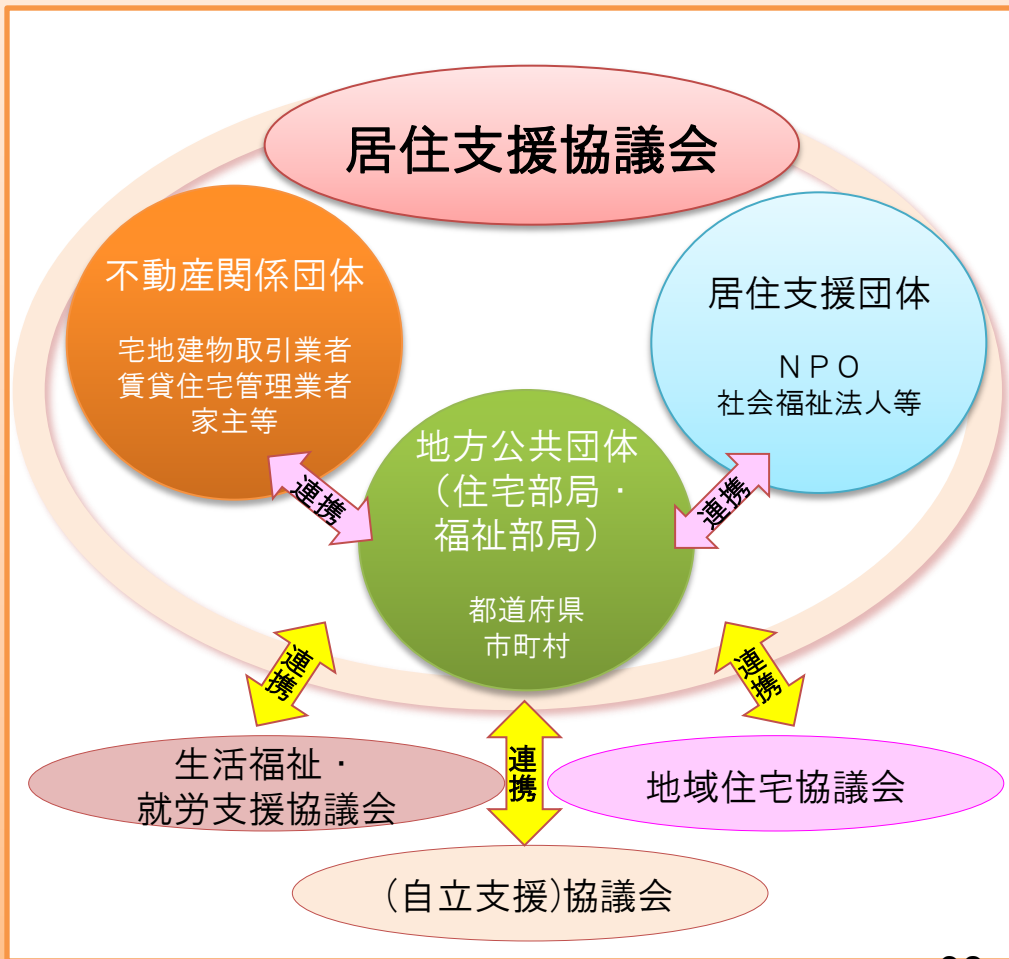
- 64協議会が設立（H29.1末時点）
- 都道府県（全都道府県）
- 区市町（17区市町）
 - ・北海道本別町、山形県鶴岡市、千代田区、江東区、豊島区、杉並区、板橋区、八王子市、調布市、川崎市、岐阜市、京都市、神戸市、北九州市、福岡市、大牟田市、熊本市

（２）居住支援協議会による主な活動内容

- ・メンバー間の意見・情報交換
- ・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
- ・住宅相談サービスの実施（住宅相談会の開催、住宅相談員の配置、サポート店の設置等）
- ・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
- ・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

（３）支援

- 居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援
- ・予算：H29年度予算案 重層的住宅セーフティネット構築支援事業（4.5億円）の内数



(参考)福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会

○生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉行政と住宅行政のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省の関係局職員による情報共有や協議を行うための標記連絡協議会を設置。

構成員

<厚生労働省>

社会・援護局長

社会・援護局

保護課長

地域福祉課長

地域福祉課 生活困窮者自立支援室長

障害保健福祉部長

障害保健福祉部 障害福祉課長

老健局長

老健局

高齢者支援課長

雇用均等・児童家庭局長

雇用均等・児童家庭局

家庭福祉課長

家庭福祉課 母子家庭等自立支援室長

<国土交通省>

住宅局長

住宅局審議官

住宅局

住宅政策課長

住宅総合整備課長

住宅総合整備課 賃貸住宅対策室長

安心居住推進課長

土地・建設産業局長

土地・建設産業局 不動産課長

開催状況

○第1回連絡協議会(平成28年12月22日)

- ・塩崎厚生労働大臣、末松国土交通副大臣より冒頭挨拶
- ・施策の現状・課題等について両省より報告 等

○第2回連絡協議会(平成29年2月27日)

- ・新たな住宅セーフティネット制度について
- ・生活困窮者自立支援制度見直しの論点整理(案)について
- ・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の見直し等について 等

○第3回連絡協議会(平成29年6月29日)

- ・社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会での議論の経過等について
- ・低所得高齢者等住まい・生活支援の実施について
- ・新たな住宅セーフティネット制度の施行にむけて 等



第1回連絡協議会の様子



住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律

(平成29年4月26日公布 公布後6ヶ月以内施行)

背景・必要性

○ 住宅確保要配慮者*の状況

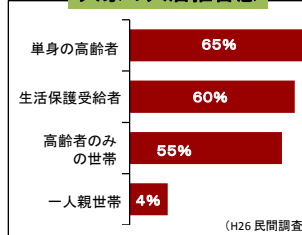
- 高齢単身者が今後10年で100万人増加（うち民間賃貸入居者22万人）
- 若年層の収入はピーク時から1割減（30歳代給与：<H9>474万円⇒<H27>416万円〔▲12%〕）
- 若年夫婦が理想の子ども数を持たない理由「家が狭いから」（16%）
- 一人親世帯の収入は夫婦子世帯の43%（H26：一人親世帯296万⇒夫婦子世帯688万円）
- 家賃滞納、孤独死、子どもの事故・騒音等への不安から入居拒否

○ 住宅ストックの状況

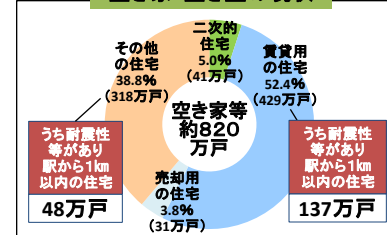
- 総人口が減少する中で公営住宅の大幅増は見込めない
- 民間の空き家・空き室は増加傾向

※ 高齢者、子育て世帯、低額所得者、障害者、被災者など
住宅の確保に特に配慮を要する者

大家の入居拒否感



空き家・空き室の現状



➡ **空き家等を活用し、住宅セーフティネット機能を強化**

法案の概要

○ 国の基本方針〔既存〕に加え、地域の住宅事情に応じ、地方公共団体が登録住宅等に関する供給促進計画を策定

登録制度の創設

○ 空き家等を住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として賃貸人が都道府県等に登録

- 構造・設備、床面積等の登録基準への適合（耐震性能、一定の居住面積等）
 - ※ 地域の実情に応じて、供給促進計画で基準の強化緩和
 - ※ 共同居住型住宅の面積等の基準も策定

○ 都道府県等は登録住宅の情報開示を行うとともに要配慮者の入居に関し賃貸人を指導監督

○ 登録住宅の改修・入居への支援

- 登録住宅の改修費を住宅金融支援機構（JHF）の融資対象に追加

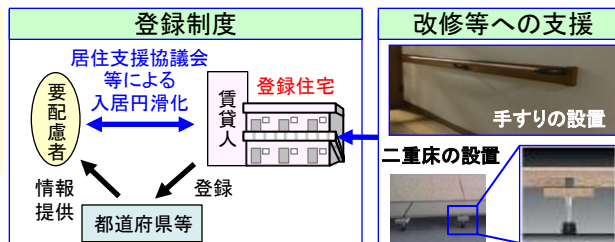
H29予算

専ら住宅確保要配慮者のために用いられる登録住宅について

①改修費を国・地方公共団体が補助、②地域の実情に応じて、要配慮者の家賃債務保証料や家賃低廉化に国・地方公共団体が補助

(KPI)

登録住宅の登録戸数
0戸 ⇒ 17.5万戸
(年間5万戸相当)
(2020年度末)



住宅確保要配慮者の入居円滑化に関する措置

○ 居住支援法人による入居相談・援助

- 居住支援協議会の活動の中核となる居住支援法人（NPO等）を都道府県が指定
- 同法人による登録住宅の情報提供、入居相談その他の援助

○ 家賃債務保証の円滑化

- 適正に家賃債務保証を行う業者について、情報提供を行うとともに、JHFの保険引受けの対象に追加
- 居住支援法人による家賃債務保証の実施

○ 生活保護受給者の住宅扶助費等について代理納付*を推進

※ 本来、生活保護受給者が賃貸人に支払うべき家賃等を、保護の実施機関が賃貸人に直接支払うこと

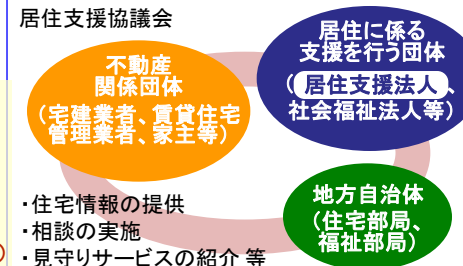
H29予算

居住支援協議会等による円滑な入居等を図るための活動に国が補助

(KPI)

居住支援協議会に参画する市区町村(①)及び自ら設立する市区町村(②)の合計が全体(1,741市区町村)に占める割合
39% (① 669+② 17=686市区町村)(2016年)
⇒80% (①+② ≥ 1,393市区町村)(2020年度末)

居住支援協議会による支援の強化



新住宅SN制度は福祉部局において積極的に活用

- 今般整備された「新たな住宅セーフティネット制度」を効果的に活用していくためには、居住支援のニーズを日常の業務から把握し得る自治体の福祉部局の役割が極めて重要となる。
- そこで、市区町村の福祉部局には、自ら住宅部局に対して、例えば以下のような取組を行い、新住宅SN制度を十分に活用・推進していくことが期待される。
 - 福祉施策を通じて把握している居住支援のニーズについて、住宅部局との間でしっかりと共有し、とりわけ、低家賃の住宅を必要とする者については住宅部局へ確実に連絡するなど、協力して住宅の確保に努める。
 - 地域資源の開拓の観点から、地域の社会福祉法人・NPO等に対して居住支援法人への指定の申請を働きかけるとともに、その指定事務が円滑に運ぶよう、指定を行う都道府県への推薦(福祉分野の項目)に協力していく。

住宅確保要配慮者等に対する居住支援施策（見取り図）（案）

住宅確保要配慮者等に対する効果的な居住支援の実現に向けては、①居住支援協議会が関係者の連携ネットワークを構築しつつ、②ハード面の供給、③連帯保証人・緊急連絡先の確保、④入居支援等、⑤生活支援の提供、の5本柱で進めていくことが必要。

対象者 支援施策	低所得者 (生活保護受給者含む)	高齢者	障害者	子育て世帯 (ひとり親・多子世帯)	DV被害者	児童養護施設 退所者
関係者の連携	居住支援協議会(基礎自治体レベルの活動の充実)★					
ハード面の供給	保護施設★ 無料低額宿泊所等	特別養護老人ホーム★ 認知症高齢者グループホーム▲ 養護老人ホーム★ 軽費老人ホーム★ 有料老人ホーム★ サービス付き高齢者向け住宅★	障害者グループホーム (共同生活援助を行う場)▲ (※2) 福祉ホーム★		婦人保護施設● 婦人相談所一時保護施設● 母子生活支援施設★	
	公的賃貸住宅(公営住宅・地域優良賃貸住宅等)★					
	民間賃貸住宅(新たな住宅セーフティネット制度):①登録住宅(入居拒否しない住宅)★、②専用住宅(改修費補助・低所得者の家賃低廉化)★【新設】(※1)					
連帯保証人・緊急 連絡先の確保	居住支援法人(新たな住宅セーフティネット制度):①居住支援法人による家賃債務保証●、②住宅金融支援機構による家賃債務保証保険【新設】(※1)					
	家賃債務保証会社(民間):①一定の要件を満たす家賃債務保証会社を登録☆、②住宅金融支援機構による家賃債務保証保険【新設】(※1)					
入居支援等 (相談、住宅情報、契約 サポート、コーディネート 等)	居住支援協議会★、居住支援法人(新たな住宅セーフティネット制度)【新設】●(※1)					
	生活困窮者自立支援制度(居住支援)★					
生活支援 の提供	居住の安定確保支援事業 (生活保護受給者)★	地域支援事業▲ (高齢者の安心な住まいの 確保に資する事業) (介護予防・日常生活支援 総合事業) 介護保険サービス▲	地域移行支援▲ 地域生活支援事業 (居住サポート事業等)★ 障害福祉サービス等 (居宅介護・地域定着支援等) ▲	母子・父子自立支援員★ ひとり親家庭等 日常生活支援事業★ ひとり親家庭等 生活向上事業★	婦人保護事業★	社会的養 護自立支 援事業 (仮称)★ 児童養護 施設退所 者等に対 する自立 支援資金 貸付事業●
	保護施設★ 一部の無料低額宿泊所等					
	日常生活自立支援事業					

【施策】	【実際の措置等】
■:国交省	☆:国
■:厚労省	★:都道府県、市町村
■:共 管	●:都道府県
	▲:市町村

(※1)新たな住宅セーフティネット制度については、関連法案を平成29年2月3日に閣議決定

(※2)課題である障害者の高齢化・重度化に対応するため、重度障害者に対応したグループホームを創設予定(H30年度～)

(※3)高齢者向けの施策として、上記のほか「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」により、①住まいの確保支援、②入居支援及び生活支援を実施(H26～)

ご清聴ありがとうございました。

